2020年歯科診療報酬改定にかかる改善および2022年歯科診療報酬改定に向けた改善要望①

全国保険医団体連合会近畿ブロックは歯科診療報酬と介護報酬の改善を求めて2020年12月10日、厚労省と懇談し、田村憲久厚労大臣宛てに要望書を提出した。要望書の主な内容を紹介する。

1．基本診療料である歯科初診料・歯科再診料は大幅に引き上げること。院内感染防止対策を引き合いに導入された基本診療料への減算制度は撤回・廃止すること。

【要望理由】歯科医療機関への誤った評価を呼び起こしかねず、なにより保険医療機関として承認しながら、基本診療料にペナルティーを課すことは断じて容認できない。施設基準届を提出していない医療機関の中には、医療安全の確保や滅菌体制などの要件は満たしていても届出をしていない様々な事情がある。

安心安全の医療を実現するためにも、我々が要望してきた医科歯科格差を解消した上で歯科初・再診料や外来環の点数を大幅に引き上げるとともに、2007年の中医協で示された医療安全対策コストのデータをふまえ、院内感染防止対策を正当に評価し、点数上の手当てを早急に具体化することが不可欠である。さらに、基本診療料に含まれるとされている処置や行為は個別評価すべきである。

2．「歯科初診料の注１に規定する施設基準」が存続する場合であっても、院内感染防止対策の届出に必要な研修は、公的責任ですべての医療機関が受講できる措置を講じること。特に新規開業医は、研修に関する様式２の８について、様式２の６の再届出と同様の猶予措置を講じること。

【要望理由】研修の主催要件が厳格である状況下において、これから開業される先生に対しては、厚労省も責任を持って、すべての医療機関の保険医が研修の機会を保障されるよう対応すべきである。特に新規開業時に研修の猶予がないために減算した点数からスタートせざるをえなくなる状況が発生しないように対応をお願いしたい。

3．歯科疾患管理料（歯管）の１回目の算定について、初診月の場合は100分の80に減算されたが、臨床上まったく妥当性がないので撤廃すること。

【要望理由】新た歯科の主要疾患に対する医学管理料が歯管に収れんする以前は、口腔衛生指導料（口衛指）や歯周疾患指導管理料（Ｐ管理）など、疾患別に評価されていた。例えば、う蝕等に対する処置が１日で終了する場合であっても口衛指は再発予防のための指導料として有用であった。ところが、歯管にこれらを統合したことで、「指導料」としての個別評価がなくなり、継続管理でなければ評価しない体系に改悪された。この間の中医協の議論の背景には、この矛盾がある。また、初診月の歯管は大抵「初回」であり、治療計画の立案などを行う継続管理の入り口であり、カルテへの記載事項も多い。ここの点数を引き下げることは継続管理の大切さを蔑ろにするものである。よって、減算は撤廃すべきである。

談話

感染症法等の改定案における罰則規定の全面削除を求める

政策部長　江原豊

感染症法の改正問題で１月28日に江原豊政策部長（写真）が発表した談話の要旨は次の通り。

◇

政府は1月22日、感染防止の実効性を高めるためとして、入院拒否等に対する罰則を規定する「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」）を閣議決定した。

28日の報道によれば、刑事罰は多くの批判を受け削除される見通しだが、行政罰は盛り込まれたままだ。両法案からの罰則規定の全面削除及び、医療機関等への十分な補償を求める。

感染症法は、科学的根拠に乏しい強制措置により、ハンセン病患者等の感染症患者への重大な人権侵害を教訓として制定された。

罰則による感染抑制策については、多くの専門家や団体が反対や懸念を表明している。感染者等への差別や偏見を助長しかねず、検査忌避や感染を隠すことにより感染拡大を招くおそれがあるため、感染抑止に逆行するばかりか有害である。

罰則によって感染の責任を個人に押しつけることは、感染症法の趣旨を無視し、感染者等の人権を軽んじるものであり、到底認めることはできない。

また、感染症法の政府案は、感染者の病床確保に応じない医療機関等を公表できるとする。病床確保に応じ難い実情を無視して事実上強制することは許されない。特措法では休業要請違反への罰則まで盛り込んでいる。

感染抑制施策の実効性は、罰則への不安や恐れに求めるのではなく、国民との相互の信頼によるべきである。感染者等が安心して必要な治療等を受けることができるような検査・医療体制を確保し、医療機関や事業者等への十分な補償を行うなど、新型コロナ対策の抜本的転換を求める。

新規開業セミナー Zoomで開く

組織部と社保研究部は１月23日、Ｚｏｏｍ講習会「新規開業セミナー」を開いた。講習会は、開業準備と新規指導対策、初診料注1に係る施設基準（歯初診）研修会の2部制とし、安積中氏（社保研究部副部長、写真）らを講師に10人が参加した。司会を玉川尚美理事が務めた。

第1部の開業準備編では、協会事務局が、開業時の心構えや銀行からの借入の際の注意点等を説明。「小さく生んで大きく育てる」医院経営を解説した。また、共済制度や共同購入の仕組みなど説明し、開業後の協会の活用を訴えた。

新規指導対策では、安積氏が『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト』をもとに届出事項や掲示物など診療していく上での規則を説明。開業時の注意点や新規指導で指摘されやすい事項を解説した。特にカルテについて安積氏は、必要な事項、漏れやすい事項の記載例を示し、「正しく診療を記録することが自らを守ることにもつながる」と訴えた。

第2部では、歯科医院における院内感染防止対策について解説。後日、受講者らに修了証を発行した。

「14K」価格補正
紙レセは再請求を

厚労省が2020年10月の歯科用貴金属価格改定の際、「14カラット金合金」の改定を誤って見送っていた問題で、同省は1月25日、診療済み分の点数の補正・再審査請求方法を明らかにした。

電子レセプトの場合は、審査支払機関が補正の上、医療機関に「再審査等支払調整額通知書」または「増減点連絡書」を送付する予定で、再審査請求は必要ない。

紙レセプトの場合、10～11月診療分は所定の再審査請求書に記載し、審査支払機関に提出する必要がある。12月診療分は可能な限り審査支払機関が補正することになっている。審査支払機関から連絡書が届かない場合は問い合わせが必要。

再審査請求書は協会ＨＰからダウンロードできる。

ファクスニュース届いていますか？

協会では、新型コロナ関連の支援制度や診療報酬改定、講習会、地区の取り組みなどの情報をファクスニュースで会員に随時配信しています。

ファクスニュースが届いていない方は協会（℡06-6568-7731）までご連絡ください。

歯学研究が開く歯科の未来 ①

脳の健康脅かす蝕原性細菌

大阪大学大学院歯学研究科
小児歯科学教室
教　授　仲野和彦
准教授　野村良太

抜歯などの観血的な歯科処置や日々のブラッシング、歯科疾患などが原因となり口腔内に出血が生じると、口腔細菌は容易に血液中に侵入します。通常、これらの口腔細菌は免疫系により短時間のうちに排除されます。しかし、心疾患を有する患者では、口腔細菌が血液中に侵入した際に感染性心内膜炎を誘発することがあり、う蝕の主要な原因細菌であるミュータンスレンサ球菌は起炎菌の１つとして知られています。

Ｃｎｍタンパク

近年、ミュータンスレンサ球菌の表層に存在するＣｎｍと称されるコラーゲン結合タンパクの詳細が明らかにされました。Ｃｎｍ陽性のミュータンスレンサ球菌は健常者の口腔では10～20％の割合で存在し、コラーゲンに富む血管内皮細胞に付着することができます。感染性心内膜炎の主要な合併症として脳出血が知られており、私たちはくも膜下出血を誘発した患者さんの血液中から分離されたＣｎｍ陽性のミュータンスレンサ球菌を所有していました。そこで、軽度の脳出血を生じさせたマウスにＣｎｍ陽性のミュータンスレンサ球菌を頸静脈から投与したところ、傷害部位で露出したコラーゲン線維に菌が付着することにより脳出血が悪化することが明らかとなりました。

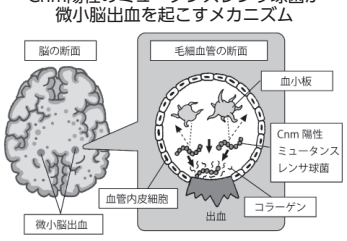

Cnm陽性のミュータンスレンサ球菌が微小脳出血を起こすメカニズム

加齢や高血圧などで毛細血管にわずかな傷害が生じると、Cnm 陽性ミュータンスレンサ球菌は血管の表面に露出したコラーゲン線維に付着します。これにより、本来生じるべき血小板凝集が抑制されるため出血が持続し、微小脳出血が悪化すると考えられます。

脳出血のリスク

近年、脳ＭＲＩの発達に伴い、加齢や高血圧により破綻した毛細血管における微小な脳出血の存在が報告されるようになりました。微小脳出血が認められても無症状で経過することが多いのですが、後に介護を要する脳出血に発展するリスクが高まります。私たちは、口腔内にＣｎｍ陽性のミュータンスレンサ球菌が存在すると、微小脳出血の出現率が高くなることを明らかにしました。このことから、傷害を受けた毛細血管では、露出したコラーゲン線維にＣｎｍ陽性のミュータンスレンサ球菌が付着することにより血小板の凝集が抑制され、微小脳出血が悪化すると考えられました（図）。この研究成果は、米国心臓協会、米国脳卒中協会発行の国際誌および欧州神経医学会発行の国際誌の2020年12月号および2021年1月号に掲載されました。

口腔内に存在するＣｎｍ陽性のミュータンスレンサ球菌の存在が、血液中を介して脳の健康を脅かす可能性があることが分かってきました。今後、Ｃｎｍ陽性のミュータンスレンサ球菌と脳血管疾患との関連性が明らかになるにつれて、長く健康を維持していく上で歯科医師が果たすべき役割は一層大きくなるのではないかと考えています。

◇

高齢社会の進行や生命科学の進展に伴い、歯科の未来はどのように変わっていくのか。大阪大学で取り組まれている研究を通じ、歯科の将来像を描きます。